

平成27年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

平成27年2月26日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第2号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例）

議案第3号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町郷土資料館建設基金条例を廃止する条例）

議案第4号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町総合体育施設建設基金条例を廃止する条例）

議案第5号 瑞穂町郷土史等調査専門員設置要綱

議案第6号 平成26年度一般会計補正予算（第8号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

議案第7号 平成27年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番、戸田委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ほかにご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3、議案第2号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例）、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第2号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例）の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正により、この瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例において、以下の4つの条例改正を行っています。

それでは、新旧対照表をご覧ください。まず、第1条、瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正では、第1条において根拠法令について明記してあります。教育長が一般職から常勤の特別職となったことに対応しています。第2条で職務に専念する義務の特例を定めています。

第2条、瑞穂町特別職報酬等審議会条例の一部改正ですが、第2条中に教育長を追加するものです。

第3条、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、別表第1中教育委員長について削るものです。

第4条、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例の一部改正ですが、法改正の附則により社会教育法において教育長が削除、改正されたことにより、第3条中、教育長を削るものです。

なお、施行日については、全て現在の教育長の任期中については、現在の条例のままでの運営となります。

以上説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、議案第3号、議案第3号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町郷土資料館建設基金条例を廃止する条例)、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第3号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町郷土資料館建設基金条例を廃止する条例)の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第5、議案第4号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町総合体育施設建設基金条例を廃止する条例)、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第4号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町総合体育施設建設基金条例を廃止する条例)の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長　　ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第6、議案第5号、瑞穂町郷土史等調査専門員設置要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長　　議案第5号、瑞穂町郷土史等調査専門員設置要綱の提案理由のご説明を申し上げます。
瑞穂町の歴史や文化等を後世に継承すべく、郷土史の掘り起こしを町の文化財担当が行うために、瑞穂町郷土史等調査専門員を設置する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長

森田委員長　　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長　　ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第5号に対する討論を行います。
（「討論なし。」との発言）

森田委員長　　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし。」との発言）

森田委員長　　ご異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第7、議案第6号、平成26年度一般会計補正予算（第8号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長　　議案第6号、平成26年度一般会計補正予算（第8号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成26年度一般会計補正予算（第8号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長

平成26年度一般会計補正予算第8号の主なものについて説明します。

歳入です。No.1、体育施設使用料ですが、ビューパーク競技場以外のナイター及び町外利用者数の増に伴う増額です。No.4、四小の除湿温度保持機能復旧工事設計費補助金ですが、契約確定による補助対象事業費の減額によるものです。No.5、8の幼稚園関係は、補助対象園児数の減による事業費の減額によるものです。No.6、7の公立学校校庭芝生化工事業補助金ですが、瑞中校庭芝生化工事、一小校庭芝生化工事設計の契約確定による補助対象事業費の減額によるものです。No.9、地域青少年健全育成支援事業補助金ですが、こどもフェスティバルが補助事業に該当したことに伴う新規計上です。No.10、11ですが、人事異動による対象教員の増等による増額です。No.12、教員研修事業費事務処理特例交付金では、謝礼を必用としない講師にお願いしたことによる事業費の減による減額です。No.13、学校臨時職員賃金等交付金ですが、学校配置の再任用都事務職員が短時間勤務のため、週の1日分について臨時職員を採用したことに対する交付金です。No.14、スカイホール主催事業入場料ですが、主催事業（八代亜紀コンサート）を1回公演で予算計上していましたが、2回公演で行ったことによる増額です。

次に歳出です。No.7、臨時雇賃金ですが、適応指導教室1名減、教育支援補助員1名減及び瑞穂町ステップアップ教室の指導員賃金の減額によるものです。No.18、19ですが、補助対象となる児童、生徒数が積算見込みに比べ減少したことによる減額となっています。No.20、児童・生徒健康診断等委託料ですが、2次ならびに3次の精密検査へ行く児童生徒数の減に伴う減額です。No.29、30、光熱水費ですが、家庭用電力と異なり、1年間の中で一番の最大使用電力が、1年間の基本料金の基となります。その最大使用電力が、当初予算想定に比べ

高かったことにより増額を行うものです。No.32、冷暖房設備保守点検委託料ですが、一小と三小の個別空調化による保守内容の変更等による契約差金による減額です。No.39、通学路等防犯設備設置委託料ですが、町内全小学校区に39台の防犯カメラ設置委託の契約差金による減額です。なお、この事業は、東京都の補助金をいただいておりますが、補助限度額を超え設置事業を行っているため、歳入への影響は出ません。No.40から42までは、同様に契約差金による減額となっています。No.45、臨海学校指導員謝礼ですが、外部指導員が10名から5名に減員されたことによる減額です。No.48、教育用コンピュータソフトですが、平成27年度新たな教科書採択替えに対応したソフトの準備をするため、補正予算により計上するものです。1校につき54万円となります。No.61、64の二中除湿温度保持機能復旧工事ですが、2か年の継続事業で行っていますが、26年度分について、全体の88%の出来高を見込み減額を行うものです。No.62、暖房機器借上料ですが、小中学校で所有する暖房機器を調整し減額を行ったものです。これにより、貸し出し校に、影響はでていません。No.63、瑞中学校庭芝生化工事ですが、工事の一部見直しによる事業量の減額及び契約差金による減額です。No.71、72の幼稚園関係ですが、対象園児数が見込みに比べ少なかったことによる減額です。No.77、講習会講師等謝礼ですが、講師との日程において調整が整わず、吹奏楽塾の休止による減額です。No.82、嘱託員報酬ですが、学芸員・埋蔵文化財担当者の不在による減額となっています。No.85、昇降機保守点検委託料ですが、法定点検として計上しましたが、「けやき館」の新設により、補償の中で実施したため、不要となり減額するものです。No.86、仮称新郷土資料館備品一式ですが、「けやき館」の展示ケースをはじめテーブル、椅子等の契約差金による減額です。No.94から96、青少年国際交流事業費ですが、モーガンヒル市からの訪問団の交流事業終了に伴う清算による減額です。No.108、駐車場及び競技場敷地借上料ですが、契約金額を減額交渉し3件のうち2件の同意を得られたことによる減額です。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第8、議案第7号、平成27年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第7号、平成27年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成27年度一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長 最初に平成27年度瑞穂町一般会計の予算規模は、136億4,080万円で、26年度当初予算、140億1,480万円に比べ、2.7%の減となっています。新郷土資料館けやき館の工事終了が大きな要因です。

それでは、平成27年度一般会計予算のうち教育に関する部分について、予算編成に至りました経過と歳入・歳出で主なものをご説明します。

経過ですが、平成26年11月の教育委員会定例会で、町の平成27年度一般会計予算編成方針についてご説明の後、教育費予算の編成についてご協議いただき、その後、平成27年1月の教育委員会定例会で、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成27年度主要施策についてご協議をいただきました。これらに基づいて予算編成をしています。

平成27年度瑞穂町一般会計予算書をご覧ください。

最初に歳入を説明させていただきます。18ページをお開きください。教育使用料ですが639万8千円です。体育施設、スカイホール使用料等を見込んでいます。

次に22ページをお開きください。教育費国庫補助金で、2億2,524万3千円で26年度と比べ7,428万3千円の減額となっています。防衛省からの補助事業、除湿温度保持機能復旧工事の事業費の多寡によるものです。27年度事業としては四小除湿温度保持機能復旧工事の補助金を見込んでいます。また、26年度の耐震診断結果により中央体育館の屋根等の補強が必要となり、文部科学省からの耐震補強工事設計委託に伴う補助金を見込んでいます。

次に26ページをお開きください。教育費都補助金ですが1億4,145万3千円です。第一小学校の校庭芝生化事業、私立幼稚園児保護者負担軽減補助金等を見込むものです。

次に28ページをお開きください。都の教育費委託金ですが401万円です。内訳については、29、31ページの説明欄に記載のとおりです。

最後に36ページ雑入です。教育委員会に関わる主なものは、15、スカイホール自動販売機電気使用料、20、郷土研修会参加者負担金、22、体育施設自動販売機電気使用料、25、青少年国際派遣事業参加者負担金、今回は瑞穂町からモーガンヒル市へ訪問となっています。参加者から一部負担をお願いしています。35、子どもリーダー宿泊研修会参加者負担金、38、リーダー養成事業参加者負担金、41、図書館振興財団振興助成金、

44、こどもフェスティバル参加者負担金、47、陶芸釜使用料となっています。

次に歳出の説明をいたします。予算書で、126から161ページが教育部の予算となります。126～133ページの教育総務費では、5億4,272万7千円を計上しています。主なものは、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、嘱託員報酬、教育委員会職員の人件費、臨時職員賃金となっています。ここには、教育委員会としての大きな重点施策となる事業で、新たに中学生を対象としたチューチアースクール委託、具体的には、町内の2か所の民間の塾との地域協力により学力向上を目指す事業を実施計画しています。このほか学力向上に向けた学習サポーター、漢字検定、英語検定、就学援助等を継続計上しています。

次に132～141ページの小学校費では、5億9,164万8千円で、一小校庭芝生化工事、四小除湿温度保持機能復旧工事の計上により26年度より3億6,018万9千円の増額となっています。

次に140～147ページの中学校費では、1億5,836万6千円で、2年目の二中除湿温度保持機能復旧工事が主なものとなっています。瑞中の校庭芝生化工事完了により大きく減額した予算となっています。

小学校費・中学校費において26年度からの継続費による事業がありますので、6ページをご覧ください。まず、小学校費で五小プール床等塗装工事ですが、6月早々からのプール指導にあわせ、プール指導終了後から工事を開始し26、27年度の2か年で行い、授業への影響を少なくしました。中学校費の二中除湿温度保持機能復旧事業では、教育環境の改善並びに授業への影響を考慮し、夏前に工事が終了するよう計画した事業です。

次に146～147ページの幼稚園費においては、26年度と同様の事業となっています。

次に148～159ページの社会教育費では、4億1,452万2千円となっています。文化財保護費の新郷土資料館建設工事等の終了により大きく減額した予算となっています。

27年度、新たな取組として図書館において過去の刊行物等の町関連書籍の地域資料をデジタルデータ化及び英語対訳し、インターネット上でも公開し、町内外をはじめ、世界中に瑞穂町の魅力や基地と共存する瑞穂町の

ことを広く知ってもらえるよう、地域資料デジタル化作成等委託料を計上しました。

次に159～161ページの保健体育費では、予算額は、8,303万9千円で、歳入で申し上げた、中央体育館耐震補強工事設計委託や武道館の耐震診断調査等委託を新たに計上しています。

なお、課・館別の重点事業については、別紙資料「平成27年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧」のとおりですので、お目通し願います。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第7号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成27年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前10時40分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員